

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（国土交通省）

制 度 名	緑地管理機構とみなされる特定緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除制度の適用				
税 目	所得税・法人税				
要 望 の 内 容	<p>都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 17 条第 3 項の規定により特別緑地保全地区内の土地等を特定緑地管理機構（※）に譲渡した場合の所得税・法人税について、課税標準となる土地等に係る譲渡所得の 2,000 万円の特別控除制度を措置する。</p> <p>※ 今般の通常国会で成立した都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「低炭素法」という。）において、低炭素まちづくり計画を策定した市町村長は、緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする一般社団法人等、又は特定非営利活動法人を特定緑地管理機構として指定することができることとし、特定緑地管理機構は、都市緑地法第 68 条第 1 項による緑地管理機構（租税特別措置法第 34 条及び第 65 条の 3 において、上記所得税・法人税に係る譲渡所得の 2,000 万円控除を措置済）とみなす旨が規定されている。</p> <p>なお、本特例措置は、特別緑地保全地区内の土地の所有者の申し出に対して買取りを行うことが可能となる相手方として新たに特定緑地管理機構が加わるものであり、減収額は生じない。</p> <p>（関係条文）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 租税特別措置法第 34 条、第 65 条の 3</li> <li>・ 都市緑地法第 68 条、第 69 条</li> <li>・ 低炭素法第 7 条、第 45 条、第 46 条</li> </ul> <table border="1" data-bbox="874 943 1490 1028"> <tr> <td data-bbox="874 943 1222 1028">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 943 1490 1028">— 百万円 （ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>建築物や自動車などに由来して多くの二酸化炭素が排出されている都市において、二酸化炭素の吸収源対策やヒートアイランド対策となる緑地の保全及び緑化の推進に係る課税特例措置を講ずることで、都市の低炭素化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>先般の東日本大震災を契機としてエネルギー需給が変化し、国民のエネルギー利用や地球温暖化問題に関する意識が益々高まる中、低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進することは非常に重要な課題となっている。</p> <p>都市における樹林地や樹木など身近な緑地は、二酸化炭素の吸収源となるとともに、都市の熱環境改善に資するものであり、都市の低炭素化を進める上で重要な役割を有し、地域において保全すべき公共性の高いものであるが、相続等を契機に、緑地の管理が行き届かないことによる荒廃や、売却により失われることが多い。</p> <p>現在、緑地の保全の重要性に鑑み、緑地の保全・緑化の推進に関する施策を行う主体の多様化を図る観点から、地方公共団体に加え、都道府県指定による緑地管理機構制度が整備され、特別緑地保全地区内の土地について、地方公共団体及び同機構に対する譲渡に係る個人・法人の課税の負担が軽減されているところ。</p> <p>今般、低炭素法において、緑地の保全・緑化の推進に関する施策を行う主体の更なる多様化を図る観点から、低炭素まちづくり計画を策定した市町村長の指定による特定緑地管理機構制度が創設されることに伴い、特定緑地管理機構においても、緑地管理機構と同様に、特別緑地保全地区内の土地について、特定緑地管理機構に対する譲渡に係る個人・法人の課税の負担を軽減する必要がある。</p> <p>なお、現行の制度においては、特別緑地保全地区の買取りは、原則として地方公共団体が行い、希望があった場合に緑地管理機構が買い取ることでとされている。これまで、緑地管理機構による土地の買収実績は無いものの、今後、地方公共団体の財政のひっ迫状況や、特定緑地管理機構の指定の促進により、地方公共団体以外による土地の買取り事例が増加するものと考えられる。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	京都議定書目標達成計画（H20 閣議決定（改訂））、ヒートアイランド対策大綱（H16 関係省庁連絡会議）等においては、都市の緑の創出・保全が国家的課題として明確に位置づけられており、引き続き、着実にこれに取り組んでいく必要がある。また、地球温暖化対策基本法案（平成 22 年 3 月 12 日閣議決定）においても「国は、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、緑地の保全緑化の推進を講ずる」とされているところである。 ・政策目標 3 地球環境の保全 ・施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う
		政策の達成目標	二酸化炭素の吸収源となる都市の緑地の保全及び緑化を推進することにより、都市の低炭素化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久的措置
		同上の期間中の達成目標	都市緑化等による温室効果ガス吸収量 107 万トン-CO2/年（平成 28 年度） ※次期社会資本整備重点計画
	有 効 性	政策目標の達成状況	地球温暖化防止に関しては、都市緑化等については、森林と並ぶ吸収源対策として気候変動枠組み条約事務局にその結果を毎年報告しており、2010 年分については、約 105 トン-CO2/年の吸収量が確認されているところである。
		要望の措置の適用見込み	平成 24 年：0 件/年、平年度：3 件/年（個人 2 件、法人 1 件） ※原則として、地方公共団体が買い取ることが主であるため。 ※特定緑地管理機構の指定は、市町村による低炭素まちづくり計画策定後となるため、適用は平成 25 年度以降と想定。
	相 当 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例は、特別緑地保全地区内の土地について、現行制度による地方公共団体及び緑地管理機構に、特定緑地管理機構が加わることで、緑地の保全・緑化の推進に関する施策を行う主体の多様化が図られ、官民連携のもとで従来以上にきめ細かい緑地の保全が推進されることを通じて、二酸化炭素吸収源対策に資する都市の緑の保全が推進され、ひいては都市の低炭素化が促進されることが見込まれる。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	当該要望項目と連動：個人住民税・法人住民税・事業税
		予算上の措置等の要求内容及び金額	・吸収源対策公園緑地事業 ・緑地保全等事業 ・市民緑地等整備事業 ※社会資本整備総合交付金 1,439,530 百万円の内数
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置については、公園、緑地、公共公益施設の緑化及び保全を推進する地方公共団体への交付金に位置づけられる予算である。 一方で、本特例は、特別緑地保全地区内の緑地の所有者に税制上のインセンティブを与え、緑地の保全・緑化の推進に関する施策を行う多様な主体への譲渡を促進するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>緑地保全を効果的に進めるにあたり、現状凍結的に緑地の保全を進める特別緑地保全地区の指定及びその買取り・管理は重要な位置づけにあり、現行における地方公共団体及び緑地管理機構と同様に、特定緑地管理機構においても租税特別措置が講じられることで、地方公共団体としての緑地保全の取り組みに加え、NPO等市民団体によるきめ細やかな緑地保全が期待されるものである。</p> <p>現行の制度においては、特別緑地保全地区の買取りは、原則として地方公共団体が行い、希望があった場合に緑地管理機構が買い取ることとされているため、緑地管理機構による土地の買取実績は無いものの、今後、地方公共団体の財政のひっ迫状況や、特定緑地管理機構の指定の促進により、地方公共団体以外による土地の買取りの必要性が高まっていくものと考えられる。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑地管理機構による買取り実績 0 件（平成 22 年度末時点） （緑地管理機構に指定されている団体：5 団体）</li> <li>・ 地方公共団体による買取り実績 84 件／年 （平成 18 年度～平成 22 年度の過去 5 年の総計の平均件数） ※適用個人と適用法人の総計。</li> </ul>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>特別緑地保全地区内の土地所有者に対して、特定緑地管理機構等の緑地の保全・緑化の推進に関する施策を行う主体への譲渡を促し、従来以上にきめ細かい緑地の保全が行われることを通じて、緑地の荒廃・喪失を抑制し、二酸化炭素吸収源対策に資する都市の緑の保全、ひいては都市の低炭素化を促進する。</p>
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	なし。
	これまでの要望経緯	なし。